

令和5年12月8日

水道における微生物問題検討会の公開の取扱いについて

1. 水道における微生物問題検討会運営要領における規定

水道における微生物問題検討会の運営要領（参考資料2）において、「4. その他（3）検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。」と規定されていることから、水道における微生物問題検討会の公開の取扱いについて定めるものである。

2. 水道における微生物問題検討会の公開の取扱いについて

厚生労働省水道課長が設置する各種検討会は、別紙「水道課長が設置する行政運営上の検討会の公開について」に基づき、個人情報の保護等の特別な理由が無い限り、基本的には公開とすることとしている。

水道における微生物問題検討会は、これに従い、検討会を原則として公開することとし（令和5年度は検討会をライブ配信）、開催予定、委員の氏名・所属、会議資料、議事録についても併せて公開する。ただし、会議資料のうち、取りまとめ前の調査結果、未発表の研究成果等については、非公開とする。

その他、水道における微生物問題検討会に係る公開の取扱いに關し必要な事項については、座長と協議の上、厚生労働省水道課長が定める。

水道課長が設置する行政運営上の検討会の公開について

水道課長が設置する行政運営上の検討会の公開は、厚生労働省所管の「審議会等会合」（審議会等及び懇談会等行政運営上の会合）に係る「審議会等会合の公開に関する指針」及び「審議会等会合の公開に関する考え方」における「懇談会等行政運営上の会合」（局長以上の決裁を経て参考集した会合）の取扱いに準じて以下のとおりとする。

(1) 委員の公開

- ・委員の氏名、職業については、当該検討会において別段の取扱いをすべきこととしている場合を除き、水道課ホームページ上に載せ、公開する。

(2) 開催予定の公開等

- ・開催予定に関する日時、開催場所等については、当該検討会において別段の取扱いをすべきこととしている、又は検討会の運営に支障がある等の特段の事由がある場合を除き、水道課ホームページ上に載せ（傍聴希望の受け付けの方法を含む。）、公開する。
なお、特段の事情により、会議を公開してきた検討会がそれを非公開とする場合にあっては、外部からの照会に応じ、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を説明する。

(3) 会議、議事要旨の公開等

- ・以下に該当する場合を除き会議を公開することとし、検討会の開催の都度判断する。
特段の事情により会議を非公開とする場合にあっては、外部からの照会に応じ、その理由を説明する。
 - ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
 - ② 特定の個人等にかかる専門的事項を審議するため、公開すると外部から圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
 - ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
 - ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。
- ・少なくとも議事要旨を水道課ホームページに載せ、公開する。
- ・検討会の事務の一部が行政処分、不服審査、試験等を行う場合にあっては、会議、議事要旨を非公開とすることができます。

(4) 報告書の公開等

- ・報告書については、当該検討会において別段の取扱いをすべきこととしている、又は公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある、若しくは特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、水道課ホームページ上に載せ、公開する。
- ・提出資料については、当該検討会において別段の取扱いをすべきこととしている、又は提供することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある、若しくは特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、外部からの求めに応じ、提供する。

○本ペーパーは、水道課長が設置する行政運営上の検討会に係る必要最小限の公開レベルをルール化したものであり、必要が認められる場合に議事録を作成し、掲示・公開したり、提出資料を掲示・公開することを妨げるものではない。